

環 第 5 9 9 号
平成 2 2 年 8 月 6 日

船橋市長 藤代 孝七 様

千葉県知事 鈴木 栄治

船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書
に対する意見（通知）

平成 2 2 年 1 月 2 5 日付けで送付のあった標記準備書について、千葉県環境影響評価条例第 2 1 条第 1 項の規定により、次のとおり意見を述べます。

当該準備書については、環境保全の見地に立ち、大気質、騒音、動物等の調査、予測及び評価並びに環境保全対策を慎重に検討しました。

当該事業は、既存の船橋市北部清掃工場（以下「既存工場」とする。）の隣接地に一般廃棄物焼却施設及び破碎選別処理施設等を設置し、既存工場を解体、撤去する計画です。

対象事業実施区域及び周辺では、チョウゲンボウやオオタカの営巣が確認されている一方、千葉ニュータウンの高層住宅が立地するなど市街化が進んだ地域も見られます。

これらのことから、事業の実施に当たっては、事業特性及び地域特性を十分踏まえ、当該事業による環境への負荷のより一層の回避又は低減を図るため、下記事項について所要の措置を講ずる必要があります。

記

1 全般にかかわる事項

事業実施に伴い、対象事業実施区域に隣接する知的障害者授産施設の光風みどり園（以下「光風みどり園」とする。）の利用者に対して、騒音、振動など予期せぬ影響が懸念されることから、施設計画の段階から、施工時及び供用時の影響を可能な限り低減するよう検討すること。なお、施工時及び供用時において適切な時期に聞き取り調査を実施した上で、調査結果によっては、新たな環境保全措置を講ずること。

2 事業計画にかかわる事項

- (1) 景観への配慮から煙突の外筒を矩形としているが、ダウンウォッシュが発生しやすいことから、より一層、大気環境の保全に配慮した煙突外筒の形状を検討すること。
- (2) 計画ごみ質について、ごみ質調査のサンプリング数が少ないことから、可能な限り多くのデータを用い「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(社団法人 全国都市清掃会議)に基づき、ごみ質を設定した上で予測、評価を見直すこと。なお、実施設計までに、再度、適切なごみ質の設定を行い大気質、温室効果ガス等の予測の妥当性を検証し、必要がある場合には、新たな環境保全措置を講ずること。
- (3) 既存工場の解体に当たっては、アスベストやダイオキシン類、重金属等による大気質、水質、土壌等への影響が生じないように、事前に適切な対策を検討した上で実施すること。

3 大気質にかかわる事項

- (1) 長期平均濃度予測において、窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換式については、指数近似モデル のパラメータの設定根拠を明らかにするとともに、必要がある場合には予測、評価を見直すこと。
- (2) 煙突外筒が矩形であることから、地上及び高層建物上層階への影響については、排出源近傍の建物等が拡散に及ぼす影響を表現できるMETI-LIS (低煙源工場拡散モデル 経済産業省)により、1時間値の最高濃度及び年平均値を予測、評価すること。なお、排出ガス吐出速度、温度を低質ごみの値とし、排出ガス量を高質ごみの値とするなど排出諸元の予測条件を全て安全側に設定すること。

4 騒音にかかわる事項

- (1) 建設機械の稼働による騒音において、予測する騒音レベルについては、原則として最大値の平均値又は測定値の90%レンジの上端値とすること。
- (2) 建設機械の稼働による騒音について、仮囲いのうち一部しか回折減衰を見込んでいないことから、予測に用いた環境保全措置と整合した予測、評価をすること。
- (3) 建設機械の稼働による騒音について、透過音と回折音を合成して予測、評価すること。
- (4) 光風みどり園の敷地内において、既存工場解体時の騒音の予測結果が70dBを超えており、利用者に対して予期せぬ影響が懸念されることから、環境保全目標値を見直すこと。なお、予測結果に応じて防音パネルの設置など環境保全措置を追加すること。

- (5) 廃棄物焼却等施設の稼働による騒音において、予測する騒音レベルについては、原則として最大値の平均値又は測定値の90%レンジの上端値とすること。
- (6) 廃棄物焼却等施設の稼働による騒音について、事業所内の全ての騒音が船橋市環境保全条例による規制の対象となることから、バックグラウンドの騒音を加味した上で予測、評価すること。

5 振動にかかわる事項

建設機械及び廃棄物焼却等施設の稼働による振動において、予測する振動レベルについては、原則として最大値の平均値又は測定値の80%レンジの上端値とすること。

6 悪臭にかかわる事項

- (1) 廃棄物焼却等施設の稼働による悪臭について、予測に用いた臭気濃度の妥当性を検証し、必要な場合には予測、評価を見直すこと。
- (2) 廃棄物焼却等施設の稼働による悪臭について、前述した大気質のMETI - LIS (低煙源工場拡散モデル 経済産業省) により予測される1時間値の最高濃度が発生する気象条件を用いた上で、予測、評価を見直すこと。

7 土壌にかかわる事項

- (1) 工事の実施による土壌について、対象事業実施区域内の「汚染のおそれの程度」を明らかにし、土地利用の状況を踏まえ、適切に試料採取地点を設定するとともに、必要な場合には、追加調査を実施した上で予測、評価を見直すこと。
- (2) 既存工場等の解体工事に当たっては、調査が可能となった時期において土壌汚染対策法に準じて調査を実施し、必要な場合には適切な対策を講ずること。

8 植物にかかわる事項

- (1) 植物相の変化について、予測対象範囲内で消滅する種数の変化に基づいて、予測、評価を見直すこと。
- (2) 重要な種の移植について、専門家の指導、助言を得て、移植地の環境改善、複数の移植地による危険分散、種子の採取、播種による増殖など移植の成功率を高めるための環境保全措置を講ずること。

9 動物及び生態系にかかわる事項

(1) 猛禽類について

ア オオタカについて、つがいごとに1年分の繁殖期、非繁殖期に分けて行動圏解析を行うこと。さらに、最大行動圏、95%行動圏、高利用域、営巣中心域ごとに面積を算出した上で、改変による影響を定量的に予測、評価すること。

イ オオタカについて、行動圏解析を行っていない個体も最大行動圏などの解析を行い、対象事業実施区域の位置づけを明らかにした上で予測、評価すること。

ウ チョウゲンボウについて、1年分ごとに繁殖期、非繁殖期に分けて行動圏解析をすること。さらに、最大行動圏、95%行動圏、高利用域、営巣中心域ごとに適切に面積を算出した上で、改変による影響を定量的に予測、評価すること。

エ チョウゲンボウについて、餌生物の生息環境及び採餌環境の変化を現地調査結果から解析した上で、予測、評価を見直すこと。

オ チョウゲンボウの営巣箇所の消失に対する代償措置について、代替巣の構造、設置位置、設置数を具体的に示すこと。また、事業実施に当たっては、代替巣の詳細について、類似例の収集研究や専門家の指導、助言を得て、チョウゲンボウの営巣に適した生息環境を検討すること。

(2) 陸上動物について

ア 陸上動物について、予測対象範囲の周辺地域を含めず、予測対象範囲の変化に基づいて予測、評価すること。

イ 昆虫類の休眠中に改変を行う場合には影響が大きくなることが懸念されることから、改変されるコナラ群落等の伐採時期に配慮するなど環境保全措置を検討すること。

10 廃棄物にかかわる事項

建設工事に伴う廃棄物について、企画設計、施工計画及び施工の各段階において、廃棄物の発生抑制のための工法、資材の検討を行い、可能な限り最終処分量を低減すること。

11 温室効果ガス等にかかわる事項

廃棄物焼却等施設の稼働による温室効果ガスについて、省エネルギーの推進など可能な限り削減に努めること。

1.2 監視計画にかかわる事項

- (1) 工事の実施による水質において、施工時におけるモニタリングについては、沈殿槽放流口にて濁度計による測定を行うこととしていることから、濁度と浮遊物質濃度との相関を事前に把握するなど適切な手法により監視すること。
- (2) 工事の実施による水質について、事後調査により予測地点である公共用水域（二重川）への影響を確認すること。なお、凝集沈殿剤の種類によっては、pHを大きく変化させる恐れがあることから、浮遊物質濃度に併せてpHも調査すること。
- (3) 騒音及び振動の監視計画において、対象項目については、予測する騒音及び振動レベルと整合を図ること。
- (4) 建設機械及び廃棄物焼却等施設の稼働による騒音について、光風みどり園の利用者に対して予期せぬ影響が懸念されることから、騒音の変動時期を踏まえた適切な時期に聞き取り調査を実施すること。なお、聞き取り調査結果によっては、新たな環境保全措置を講ずること。
- (5) 建設機械の稼働による振動について、距離減衰を表面波とした場合には予測結果が感覚閾値を上回るおそれがあり、光風みどり園の利用者に対して予期せぬ影響が払拭できないことから、振動の変動時期を踏まえた適切な時期に聞き取り調査を実施すること。なお、聞き取り調査結果によっては、新たな環境保全措置を講ずること。
- (6) 廃棄物焼却等施設の稼働による低周波音について、光風みどり園の利用者に対して予期せぬ影響が払拭できないことから、試運転時及び供用後の適切な時期に聞き取り調査を実施すること。なお、聞き取り調査結果によっては、新たな環境保全措置を講ずること。
- (7) 廃棄物焼却等施設の稼働による低周波音において、調査対象項目については、1/3オクターブバンド音圧レベルを追加すること。
- (8) 重要な種の移植地における活着状況及び生育状況の事後調査について、調査期間を移植後3年間とすること。なお、現地調査において重要な種が確認された時期と同等の調査頻度とすること。
- (9) チョウゲンボウの事後調査期間について、既存工場解体後3年間とし、それまでの施工期間は適切にモニタリングを実施すること。